

公立大学法人青森公立大学無期雇用常勤嘱託職員就業規則

平成29年12月25日

規程第14号

改正 令和 2年 3月規程第 22号

令和 5年12月規程第 12号

令和 6年 3月規程第 6号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「正職員就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、同条第1項第6号に規定する常勤嘱託職員のうち契約期間が通算して6年に到達し、本人の申し出により無期雇用となった職員（以下「無期雇用常勤嘱託職員」という。）の労働条件、服務規律その他就業に関する事項について定めるものとする。

(無期雇用常勤嘱託職員)

第2条 無期雇用常勤嘱託職員の職種は、次のとおりとする。

- (1) 図書館専門員
- (2) 一般嘱託員

2 無期雇用常勤嘱託職員の職務は、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 図書館専門員 次に掲げる職務

- イ 図書館利用者へのレファレンスサービスに関する事項
- ロ 図書館資料の発注、受入れ、保存整理等に関する事項
- ハ 他大学の紀要及び論集の受入れ、管理等に関する事項
- ニ オンラインデータサービス検索に関する事項
- ホ 図書館施設の利用指導及び検索指導に関する事項
- ヘ その他図書館の業務に関し必要な事項

- (2) 一般嘱託員 前号に掲げるもののほか、正職員就業規則の適用を受ける事務職員（以下単に「事務職員」という。）の職務に準ずるものとして理事長が定める職務

(定年等)

第3条 無期雇用常勤嘱託職員の定年は年齢満65歳とする。

2 無期雇用常勤嘱託職員は、前項の定年に達した日以降における最初の3月31日に退職する。

3 法人は、定年退職した無期雇用常勤嘱託職員が希望する場合は、別に定めるところ

ろにより、当該職員を再雇用することができる。

(退職事由)

第4条 前条の定年によるもののほか、無期雇用常勤嘱託職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日をもって退職とし、無期雇用常勤嘱託職員としての身分を失うものとする。

(1) 死亡したとき 死亡した日

(2) 自己都合により退職を申し出たとき 法人が退職日と認めた日

(自己都合による退職の手続)

第5条 無期雇用常勤嘱託職員は、自己の都合によって退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに文書をもって法人に申し出て、その承認を得なければならない。ただし、法人が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により退職を申し出た者は、退職の日まで従前の業務に従事するとともに、必要事項の引継ぎを行わなければならない。

(服務)

第6条 無期雇用常勤嘱託職員は、その職務を遂行するに当たっては、事務職員の指示に従わなければならない。

2 無期雇用常勤嘱託職員は、その職の信用を傷付け、又は法人全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 無期雇用常勤嘱託職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、無期雇用常勤嘱託職員の服務に関しては、正職員就業規則第3章の規定を準用する。

(給与等)

第7条 新たに無期雇用常勤嘱託職員になった者の給料は月額とし、給料月額は、公立大学法人青森公立大学給与規程（平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。）第4条第1項第1号に規定する事務職員給料表の例に準じて、職務に応じ理事長が定める。

2 無期雇用常勤嘱託職員の通勤手当は、正職員就業規則の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

3 無期雇用常勤嘱託職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、給与規程の適用を受ける職員の例に準じて支給する。

4 無期雇用常勤嘱託職員に対し、青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年青森市条例第8号）第5条の規定に基づいて定められる青森市のフルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給基準に準じて、理事長が定めた額を期末手当及び勤勉手当として支給する。

5 前4項の給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末

手当及び勤勉手当の支給方法及び支給日は、正職員就業規則の適用を受ける事務職員の例による。

6 退職手当は支給しない。

(昇給)

第8条 無期雇用常勤嘱託職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前において4月1日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により無期雇用常勤嘱託職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を2号給とすることを標準とする。

(勤務成績の証明)

第9条 前条に規定する昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

(勤務時間等)

第10条 無期雇用常勤嘱託職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間につき38時間45分及び1日につき7時間45分とする。

2 無期雇用常勤嘱託職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 始業の時刻 午前8時30分

(2) 終業の時刻 午後5時

(3) 休憩時間 正午から午後0時45分まで

3 法人は、業務上の必要がある場合には、前項の時刻を変更することがある。

(有給休暇)

第11条 無期雇用常勤嘱託職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇については、正職員就業規則第4章第4節の規定を準用する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、無期雇用常勤嘱託職員の就業については、正職員就業規則（第6条、第8条から第11条まで、第18条から第24条まで、第25条第3項、第4章第5節、第5章、第55条から第60条まで、第64条並びに第7章を除く。）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第22号)

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第12号)

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第6号)

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。